

## 会則の改正（改正案）

第13条 本会に顧問および特別顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、本会に功労のあった正会員の中から理事会が選任し、任期は終身とする。
- 3 特別顧問は、本会の運営に必要なある場合、理事会が委嘱する。